

社会福祉法人 全国スモンの会 防犯カメラ管理規程

1 目的

この規程は、曙光園に設置される防犯カメラについて、安全で安心して生活することと併せ、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について定める。

2 設置者及び管理責任者

(1) 設置者

社会福祉法人 全国スモンの会 理事長
岸部 正宏

(2) 管理責任者

社会福祉法人 全国スモンの会 曙光園 施設長
小野寺和子
(連絡先：電話 0 4 2 - 3 4 5 - 2 8 1 1)

3 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 10台 (別図のとおり)

(2) 録画装置、モニター一式 (別図のとおり)

4 設置表示及び管理方法

(1) 防犯カメラ設置について見やすい位置に、「防犯カメラ設置」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。

(2) 設置者及び管理責任者、またその任命を受けた者以外による操作及び取扱を禁止する。また、設置者及び管理者が必要であると判断する場合には、防犯カメラ、モニターの操作及び画像の取扱を行う担当者を指定することができる。任命を受けた者と取扱担当者については別表に定めるとおりとする。

5 画像データの保管と廃棄

(1) 画像は、撮影時のまま保管し、加工はしない。

- (2) モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠できる事務室内及び保管庫内に保管する。
- (3) 撮影された画像の保管期間は、概ね 1 年間とし保管期間終了後は廃棄する。

6 画像の利用制限

- (1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。
- (2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。)

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

エ 本人の同意がある場合または本人に提供する場合

7 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問い合わせを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則)

この規程は、2018（平成30）年 2月1日から施行する。

2023年7月1日 改訂

別表

第4条 第2項

設置者及び管理責任者以外に操作と取り扱いが可能な任命者と担当者は以下のとおりとする。

法人本部付職員

曙光園事務部長

常勤夜勤者（夜勤帯のモニター監視のみ）